

監 査 種 別 公の施設の指定管理者監査

監 査 対 象 社会福祉法人むつみ福祉会
(事務所所在地：中区古渡町 9番18号)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年10月 4日から
令和2年 3月25日まで

監 査 結 果

(社会福祉法人むつみ福祉会分)

第1 指定管理業務の概要

1 公の施設の概要

本市では、名古屋市重症心身障害児者施設条例に基づき公の施設である名古屋市重症心身障害児者施設（以下「重症心身障害児者施設」という。）を設置している。重症心身障害児者施設の所管は健康福祉局であり、その概要は第1表のとおりである。

第1表 公の施設の概要

名 称	名古屋市重症心身障害児者施設
所 在 地	北区平手町 1丁目 1番地の 5
種 別	医療型障害児入所施設（障害児入所支援） 障害福祉サービス事業所（療養介護・短期入所）
開設年月	平成27年 4月
主な施設	居室、浴室、診察室、機能訓練室、スヌーズレンルーム、 家族宿泊室、多目的室、交流ホール

2 業務の範囲

本市は、地方自治法第 244条の 2第 3項、第 5項及び第 6項の規定に基づき、社会福祉法人むつみ福祉会（以下「むつみ福祉会」という。）を、平成27年 4月 1日より重症心身障害児者施設の指定管理者に指定している（現在の指定期間は平成27年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで）。

指定管理者の主な業務の範囲は、①障害児及び障害者の入所支援等に関すること、②施設の使用料等の徴収に関すること、③施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関することなどであり、むつみ福祉会は重症心身障害児者施設の管理運営のため、第 2表のとおり職員を配置している。

第 2表 職員配置（平成31年 3月31日現在）

施設長（医師） 1名、医師 9名、看護師55名、理学療法士・作業療法士 5名、薬剤師 4名、栄養士 1名、技師・業務技師 5名、サービス管理責任者 2名、生活支援員32名、事務員11名	合計 125名
--	---------

3 事業状況

重症心身障害児者施設における利用状況は第 3表のとおりである。

第 3表 施設の利用状況

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
		人	人	人
施設入所者数（定員80名）		51	58	64
	18歳未満	7	8	10
	18歳以上	44	50	54
短期入所者数（定員10名）				
	年間延べ利用者数	1, 577	2, 254	2, 523

(注)施設入所者数は各年度 3月末現在

4 収支状況

平成30年度において、本市はむつみ福祉会に対し、指定管理料10億 6,531万円を支出している。健康福祉局に報告された施設の管理に係る収支状況は、第 4表のとおりである。

第 4 表 重症心身障害児者施設の管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円	千円	千円
指定管理料	1,065,319	事業費	1,069,375
その他収入	4,056	(人件費を含む。)	
収入合計	1,069,375	支出合計	1,069,375

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。

第 2 監査結果の概要

重症心身障害児者施設の指定管理者であるむつみ福祉会について、地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、公の施設に係る事業運営が協定に沿って適正に執行されているか、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(健康福祉局関係分)

第1 監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、健康福祉局所管の財務に関する事務のうち、むつみ福祉会に対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。